



10月14日 保育所 芋ほり

主な内容

- 令和元年度 決算概要……2～4
- 議会だより……5～6
- 調停手続相談 他……7
- 「令和2年分年末調整研修会」のお知らせ 他……8
- 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です……9
- 第8期介護保険計画を策定します……10
- 歯科口腔健診はお済みですか？ 他……11
- うるぎダイアリー 他……12



私たちの村（2年9月末日現在）

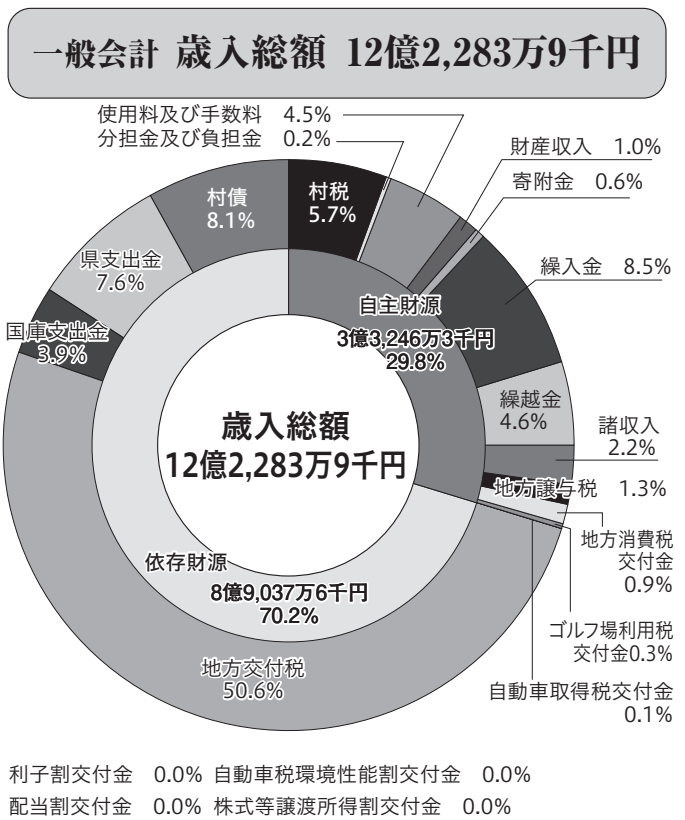
人口 525人／男 236人／女 289人／世帯数 270戸／交通死亡事故ゼロの日 3,271日

令和元年度 決算概要

令和元年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は16億5,542万7千円、歳出総額16億671万2千円でした。

(単位：千円)

区 分	R元決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	70,032	1,494	2.2
地方譲与税	15,295	3,384	28.4
利子割交付金	33	△ 43	△ 56.6
地方消費税交付金	11,048	△ 615	△ 5.3
ゴルフ場利用税交付金	3,793	△ 572	△ 13.1
自動車税環境性能割交付金	403	403	皆増
自動車取得税交付金	1,664	△ 1,147	△ 40.8
地方特例交付金	1,275	1,256	6610.5
配当割交付金	151	22	17.1
株式等譲渡所得割交付金	86	△ 22	△ 20.4
地方交付税	618,621	22,784	3.8
分担金及び負担金	2,736	△ 252	△ 8.4
使用料及び手数料	55,476	△ 4,242	△ 7.1
国庫支出金	47,180	△ 66,341	△ 58.4
県支出金	92,333	18,403	24.9
財産収入	11,657	620	5.6
寄附金	6,782	△ 5,250	△ 43.6
繰入金	103,337	△ 95,060	△ 47.9
繰越金	55,908	39,724	245.5
諸収入	26,535	△ 15,494	△ 36.9
村 債	98,494	△ 92,666	△ 48.5
合 計	1,222,839	△ 193,614	△ 13.7



主な増減の要因

(単位：千円)

区 分	増減額	主 な 要 因 (数値は増減)
村 税	1,494	入湯税1,085
地方交付税	22,784	普通交付税8,515、特別交付税14,269
使用料及び手数料	△ 4,242	保育料△869、山村留学使用料△960、休養村施設利用料△750、温泉使用権利金△250
国庫支出金	△ 66,341	公共土木災害復旧事業負担金△24,373、農地等災害復旧事業補助金△12,294
県支出金	18,403	社会資本整備総合交付金24,794
寄附金	△ 5,250	一般寄付金△5,309
村 債	△ 92,666	過疎対策事業債△57,900、一般補助施設整備事業債△36,600

基金(貯金)残高

(単位：千円)

会 計	R元決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	644,330	△ 67,843	△ 9.5
特 別 会 計	153,355	1,499	1.0
合 計	797,685	△ 66,344	△ 7.7

村債(借金)残高

(単位：千円)

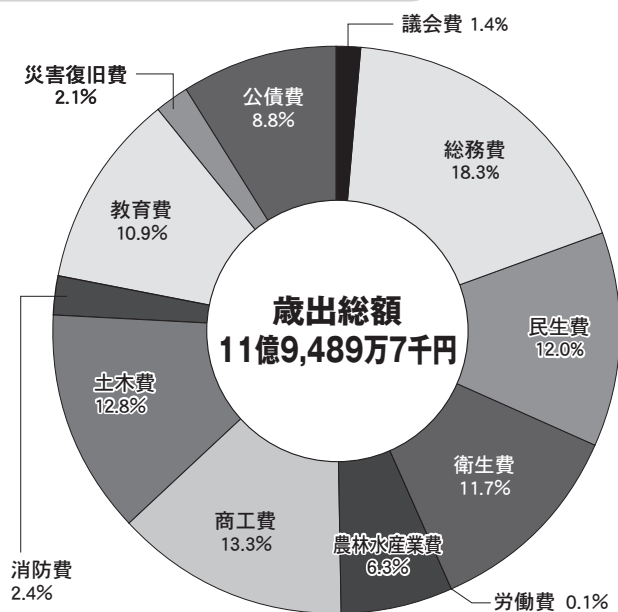
会 計	R元決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	868,123	△ 4,436	△ 0.5
特 別 会 計	438,435	△ 61,936	△ 12.4
合 計	1,306,558	△ 66,372	△ 4.8

一般会計 歳出総額 11億9,489万7千円

目的別

(単位:千円)

区分	R元決算額	対前年比	
		増減額	増減率
議会費	16,837	△ 101	△ 0.6
総務費	218,588	18,890	9.5
民生費	143,453	15,802	12.4
衛生費	139,632	17,613	14.4
労働費	612	△ 42	△ 6.4
農林水産業費	75,533	△ 11,575	△ 13.3
商工費	158,618	△ 189,151	△ 54.4
土木費	152,589	33,325	27.9
消防費	28,429	△ 861	△ 2.9
教育費	130,569	14,463	12.5
災害復旧費	24,528	△ 73,697	△ 75.0
公債費	105,509	9,686	10.1
合計	1,194,897	△ 165,648	△ 12.2



主な増減の要因

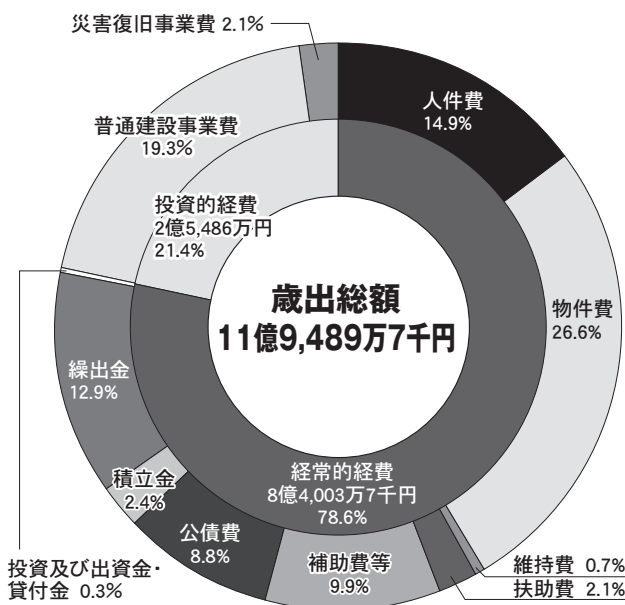
(単位:千円)

区分	増減額	主な要因 (数値は増減)
総務費	18,890	庁舎情報処理システム更新委託8,580、財政調整基金積立9,934
衛生費	17,613	直診会計繰出金9,933、簡易水道会計繰出金3,862、下水道会計繰出金4,916
農林水産業費	△ 11,575	農業基盤整備促進事業△6,653、村有林造成事業△5,599
土木費	33,325	道路補修整備7,603、防災・安全交付金事業23,090
商工費	△ 189,151	スポーツ観光交流拠点整備事業△119,360、スポーツ観光交流拠点施設面復旧工事△60,869
災害復旧費	△ 73,697	農林施設災害復旧費△16,038、公共土木施設災害復旧工事△23,404

性質別

(単位:千円)

区分	R元決算額	対前年比	
		増減額	増減率
人件費	178,244	7,908	4.6
物件費	317,413	21,120	7.1
維持費	8,361	1,664	24.8
扶助費	25,151	1,272	5.3
補助費等	118,797	1,449	1.2
公債費	105,509	9,686	10.1
積立金	28,994	6,593	29.4
繰出金	153,968	8,446	5.8
投資及び出資金・貸付金	3,600	△ 380	△ 9.5
普通建設事業費	230,332	△ 148,867	△ 39.3
災害復旧事業費	24,528	△ 74,540	△ 75.2
合計	1,194,897	△ 165,649	△ 12.2



●地方消費税引き上げ分の用途について

地方消費税引き上げ分による地方消費税交付金の増収分は、地方消費税法に基づき全て老人福祉費へ充当しています。

『歳入』

地方消費税引き上げ分による地方消費税交付金の増収分 4,473千円

『歳出』

(単位:千円)

事業名			経費	財源内訳		
(款)	(項)	(目)		特定財源	一般財源	
						地方消費税交付金 (引き上げ分)
民生費	社会福祉費	老人福祉	56,492	4,348	4,473	47,671

会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名	歳 入			歳 出			
	R元決算額	対前年比		R元決算額	対前年比		
		増減額	増減率		増減額	増減率	
一 般 会 計	1,222,839	△ 193,614	△ 13.7	1,194,897	△ 165,648	△ 12.2	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	62,190	△ 8,856	△ 12.5	58,390	△ 377	△ 0.6
	直営診療所特別会計	71,115	9,269	15.0	71,041	10,511	17.4
	簡易水道特別会計	69,291	△ 5,004	△ 6.7	69,290	△ 4,303	△ 5.8
	後期高齢者医療特別会計	9,051	△ 782	△ 8.0	9,051	△ 782	△ 8.0
	下水道事業特別会計	45,914	4,201	10.1	45,910	4,197	10.1
	介護保険特別会計	131,069	3,016	2.4	114,748	△ 4,618	△ 3.9
	介護サービス事業特別会計	43,958	1,165	2.7	43,385	1,414	3.4
合 計	1,655,427	△ 190,606	△ 10	1,606,712	△ 159,607	△ 9.0	

財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	R元	H30	説 明
財政力指数	0.12	0.12	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	4.1	5.4	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	93.8	89.5	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	603,132	599,513	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

財 政 健 全 化 判 断 比 率

指 標	比 率	説 明	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実質公債費比率	11.7%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

(注) 図表中の数値につきましては、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

議会だより

売木村議会定例会

令和2年第3回売木村議会定例会が9月10日から24日までの15日間の会期で開催されました。付議事件19件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

報 告

①令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について

決算認定

令和元年度一般会計、特別会計（7会計）の決算についてはいずれも認定されました。決算内容はP2～4のとおりです。

補正予算

①令和2年度売木村一般会計補正予算（第5号）について（82,982千円増額）

（NTT光化整備事業負担金37,000千円、プレミアム商品券販売事業9,759千円、キャンプ場戸掘削等6,000千円等）

②令和2年度売木村国民健康保険特別会計（国民健康保険事業）補正予算（第2号）について（3,587千円増額）前年度繰越金増2,800千円）

③令和2年度売木村国民健康保険特別会計（診療施設事業）補正予算（第1号）について（966千円増額）（診療所備品176千円、医療用消耗品482千円）

④令和2年度売木村介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）について（21,200千円増額）（前年度繰越金15,320千円、介護給付費4,994千円）

⑤令和2年度売木村介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について（73千円増額）（前年度繰越金73千円）

⑥令和2年度売木村簡易水道

特別会計補正予算（第3号）について（194千円増額）（水道使用料増194千円）

⑦令和2年度売木村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（247千円増額）（下水道使用料増247千円）

条 例

①売木村議会議員及び売木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について

人 事

①教育委員会委員任命につき同意を求めることについて（後藤俊文氏 同意）

契 約

①工事請負契約の締結について

一 般 質 問

2番 小林智臣議員

地域おこし協力隊及び集落支援員の活動費については、特別交付税の中で補うという説明を受けたが、聞き違いだったか

う一度説明をお願いしたい。
村長答弁

隊員一人当たりにつき協力隊には400万円が特別交付税で見えていただいております。集落支援員につきましては一人当たり350万円が上限に特別交付税措置されておりません。なお、他の業務と兼任される場合は一人当たり40万円となりますが、村では活動に応じた報酬を支払っている支援員もおります。一人当たりの交付税の中で支出をしていかなくはいけないところですが臨時職員としての雇用もあり、一般会計からの持ち出しの隊員もおります。以前も委託の隊員はおりましたが、今年度からの採用は委託にしております。活動費につきましても管理をしっかりとし、一般会計からの持ち出しを抑えていきたいと思っております。

5番 後藤智治議員

①新総合グラウンドの建設等により村財政が圧迫されており、今後の村運営に支障を来す懸念がある。突発的な災害や上下水道施設や道路・橋梁などのインフラ整備のメンテナンスや高齢化に

伴う地区内農地の保全や環境整備事業が不可欠となっている中で、コロナ問題や高齢化に伴う所得の低下による住民税の減少等、自己財源の確保が困難となっている。今後、事業ごとの見直し、行政事務の機構改革等々を進め、財政健全化に努め、住民が安心して住める村にしなければならぬ。今後の取り組みについてお伺いしたい。
村長答弁

平成29年度より取りかかったスポーツ観光拠点整備事業や村道災害、村道改良等により基金の取り崩しを行い事業を進めたことにより、財政を厳しくしているのは事実であります。また、新型コロナウイルス、大雨による災害は村の収入に大きく影響してくると思われまます。現在、国勢調査が行われており、人口減少が今後5年間の普通交付税に大きく影響してきますので人口減も心配しているところではあります。移住定住対策で人口を増やす取り組みを進めてきましたが、ここ数年Iターンの皆さんは増えております

が、残念なことに中々Uターナーは増えておりません。そんな中で農業生産法人が雇用の場となり、農地の保全にも貢献していただ

村長答弁

た。今後、道路期成同盟会等に働きかけ上げてもらうのかお聞きしたい。

現在、岩倉橋付近の改良整備を県境域開発協議会、国道418号期成同盟会を通じて要望しておりますが、平谷峠トンネルについては天龍村長、平谷村長に要望活動の協力をお願いしたところ

です。期成同盟会での要望については、まだ2車線化されず大雨の度に通行止めになり、災害が発生する箇所もあり同盟会として、時期を見ながら、また構成市町村等と話をして平谷峠トンネルの同盟会での取り扱いについてお願いをしていきたい。

3番 代田昌子議員

阿南警察署で交付された証明書を提示すると無料となります。まずは「乗って残そう公共バス」ということもありませうので、南部公共バスの利用をお願いします。また、リニア開通に向けて2次交通の検討が始まっておりま

2 光通信網の整備について

況、入居希望、財政状況を考慮して検討していきたいと思えます。今後、別荘を含めて空き家の活用が促進できる対策を取りながら、空き家の活用が進むようであれば補助事業の見直しも検討していきます。

総務課長

行うことになってきましたので、事業推進をしていきたいと進めております。高齢者へのタブレット配布については、先行して活用を進めている村の利用状況を聞きながら検討していきたいと思えます。

必要な事業を見極めながら事業の削減に努め、基金の取り崩しを抑えた財政運営をしていきたいと思えます。また、交付税の動向によつては、補助事業の見直し、簡易水道、下水道事業の独立採算性、温泉施設特別会計への移行、人事に合

ては、まだ2車線化されず大雨の度に通行止めになり、災害が発生する箇所もあり同盟会として、時期を見ながら、また構成市町村等と話をして平谷峠トンネルの同盟会での取り扱いについてお願いをしていきたい。

1 移住定住を促進するにあたり

移住定住を促進するにあたり、住居の確保についてどう考えているか。村営住宅の建築をどのように進めていくのか。空き家のリフォーム、修繕費用の助成拡大を行った方が費用が抑制できるのではないか。

1 移住定住を促進するにあたり

移住定住を促進するにあたり、住居の確保についてどう考えているか。村営住宅の建築をどのように進めていくのか。空き家のリフォーム、修繕費用の助成拡大を行った方が費用が抑制できるのではないか。

2 村民の中には免許の返納を

村長答弁

ここ数年、移住者は増えてきており、平成30年7月時点では転入者193人でIターナー率が34.7%となつております。現在、村営住宅は3件空きが

村長答弁

村では高度無線環境整備事業を活用して、光回線の整備を進めていきたいと思っております。売木村は当初令和4年から5年にかけて光化整備を計画して

を視野に入れた村政運営を考えていかなくては、ならないと思っております。

村長答弁

南部公共バスでは、10月1日から運転免許証を自主返納した方に対し、乗車料金が無料となる制度を始めます。バスを利用する場合、

村長答弁

この事業は、下伊那西部の光回線が未整備の地域を南信州広域連合が事務局となり年次計画で調整し進めており、事業はNTTが実施するものです。実際の工事は来年度から進める予定です。

6番 後藤文登議員

軒川バイパスが開通して、次はいよいよ平谷峠トンネル開通に向けて要望活動などとしていく環境になりまし

日から運転免許証を自主返納した方に対し、乗車料金が無料となる制度を始めます。バスを利用する場合、

長下地区に住宅を建てて欲しいという話は承知しておりますが、住宅の空き状

この事業の打ち切りの可能性を周知したため、事業主体のNTT東日本と協議を重ね、今月末に公募申請を

今回、NTT回線が光化になりませんが、今まで同様にジャニスとの契約は継続できます。

「悩まずに話してみよう調停で」

あなたのお困り事
聞きます

交通事故



土地建物



公害



家庭の問題



金銭トラブル



ちょうていちょ

交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭の問題でお困りの方は、
調停委員が調停手続の利用についてご相談に応じます。

調停手続相談 無料

とき **11月17日(火)**
午後1時~4時

ところ **飯田文化会館**
飯田市高羽町 5-5-1

コロナウイルスの状況により中止になる場合もあります。

農業委員会委員任命

令和2年7月19日の任期満了に伴い、新たな農業委員会委員が村長より任命されました。互選により、会長に後藤智治氏、同職務代理に羽場且起氏が選任されました。委員の任期は令和5年7月19日までの3年間です。

氏名	居住地区
宮下 正照	長 下
松村 安隆	岩 倉
田島 利文	軒 川
松村 文彦	旭
羽場 且起	軒 川
後藤 智治	南 二
村松 利	南 一
村松 久子	南 一
遠山 政良	軒 川

※農業委員の居住地区は、参考のための表記であり、担当地区を特定するものではありません。

長野県による新型コロナ 誹謗中傷等被害相談窓口の 設置について

新型コロナウイルス感染症に関連し、誹謗中傷や差別的な取り扱いを受けた被害者を早急に支援するため、電話相談窓口が設置されています。

●名 称

新型コロナ 誹謗中傷等被害相談窓口

●電話番号

026-235-7100

●受付時間

平日 午前8:30~午後5:15

「令和2年分 年末調整研修会」のお知らせ

飯田法人会では、給与の源泉徴収義務者を対象に「年末調整研修会」を開催します。会員以外の方も受講できます。

※例年開催されていた税務署主催の説明会については、本年は開催されません。

開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場では3密を避け、換気を行います。出席者の方には、マスクの着用・入口での手指の消毒・検温をお願いします。体調に不安がある場合には、出席をご遠慮ください。

なお、当研修会への出席には、必ず事前にFAXで申込みをいただきますようお願いいたします。

※申込者数により、日時を移動いただく場合があります。

記

開催日	開催時間	開催場所	対象範囲・地域
11月19日(木)	10:00~12:00	南信州・飯田産業センター (エス・バード)	飯田市 企業の頭文字(ア行~キ)
	13:30~15:30		飯田市 企業の頭文字(ク~タ行)
11月20日(金)	10:00~12:00		飯田市 企業の頭文字(ナ行~ヤ行)
	13:30~15:30		飯田市 企業の頭文字(ラ行~ワ行) 松川町、高森町、喬木村豊丘村、大鹿村
11月24日(火)	13:30~15:30	阿智村中央公民館	阿智村、平谷村、根羽村
11月26日(木)	13:30~15:30	阿南町阿南文化会館	阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村

※都合により、上記の指定された会場(日時)に出席できない場合には、事前申込みの上、ほかの会場(日時)に出席することができます。

※新型コロナウイルス感染症の状況により開催中止となる場合があります。(その際にはご連絡します。)

- 講師： 飯田税務署 担当官
- 持ち物： 年末調整書類一式(税務署から別送されている封筒)
- 受講料： 無料
- 申込期限： 令和2年11月13日(金)
- 申込先： 一般社団法人飯田法人会 電話 0265-52-5775 ・ FAX 0265-52-5776

所有の家屋を「新築」「増築」「取り壊し」したときはご連絡ください!

令和2年中(令和2年1月2日~令和3年1月1日)に、所有している家屋に異動がある場合は、令和3年度に課税される固定資産税額が変更になる場合がありますので、役場総務課へ連絡をお願いします。

○家屋を新築・増築したとき

家屋を新築・増築した場合、翌年度分から固定資産税が課税されます。税額を算出するための調査(家屋評価)にお伺いしますのでご協力をお願いします。

○家屋を取り壊したとき

住宅・倉庫・蔵などの家屋の一部または全部を取り壊した場合、その家屋の固定資産税は届け出の翌年度分から課税されなくなります。連絡がない場合、取り壊しを把握できず翌年度もそのまま課税されてしまうことがありますので、忘れずにご連絡ください。

☆未登記家屋の異動について☆

法務局へ不動産登記されている家屋以外は「未登記家屋」となり、新築・増築・取り壊し・所有権移転(売買・相続・譲渡等)があった場合は役場へ届け出が必要です。翌年度からの課税に影響がありますので、未登記家屋に異動があった場合は忘れずに役場総務課へご連絡ください。

お問い合わせ 売木村役場 総務課 電話 28-2311

第8期介護保険計画を策定します

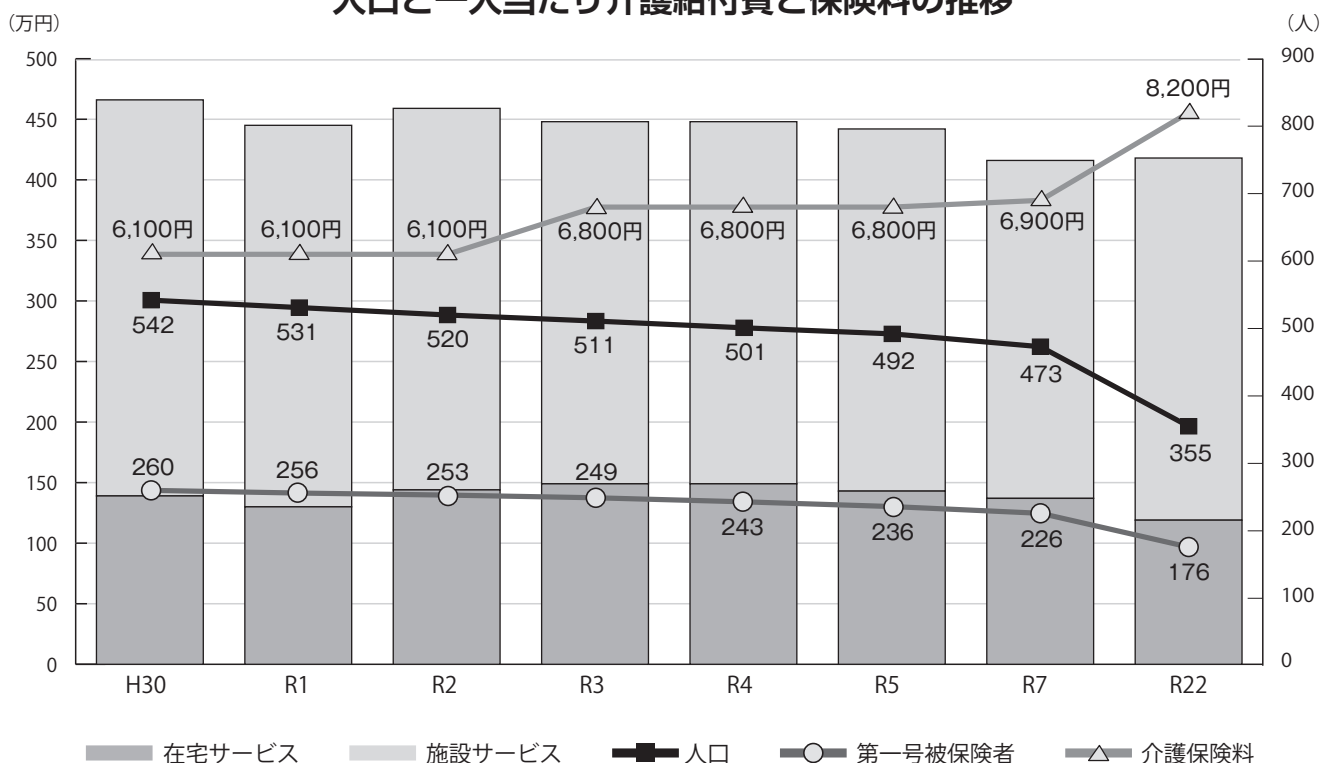
令和3年度から3年間の介護保険の指標となる第8期介護保険計画を策定しています。この中で介護保険料についても定めることになっていることから現在、令和3年度からの3年間の介護給付費を試算し、その介護給付費を賄うための保険料を試算しています。最終的な介護保険料は売木村老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会に諮り検討した後、議会の議決を経て決定します。

	第7期実績			第8期見込額			第9期	第14期
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
人 口	542人	531人	520人	511人	501人	492人	473人	355人
第一号被保険者	260人	256人	253人	249人	243人	236人	226人	176人
在 宅 サ ー ビ ス	32人	34人	36人	37人	37人	38人	39人	33人
	4,454万円	4,404万円	5,194万円	5,523万円	5,523万円	5,432万円	5,324万円	3,942万円
施 設 サ ー ビ ス	16人	14人	14人	15人	15人	15人	14人	8人
	5,235万円	4,407万円	4,407万円	4,484万円	4,484万円	4,484万円	3,899万円	2,392万円
介 護 給 付 費 計	9,689万円	8,811万円	9,601万円	1億7万円	1億7万円	9,916万円	9,223万円	6,334万円
	第7期保険料			第8期保険料			第9期保険料	
保険料標準月額	6,100円			6,800円			6,900円	8,200円

※1. 第一号被保険者とは、65歳以上の方になります。

※2. 人口と被保険者数は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」

人口と一人当たり介護給付費と保険料の推移



人口が減少するため、介護給付費の総額は減額となる見込みですが、一人当たり介護給付費はあまり減少しない見込みです。高齢化により介護保険料を負担する65歳以上人口（第一号被保険者）も減少するため、保険料負担は増える推計となります。

今回の推計は令和2年10月1日現在の実績により推計しています。今後の介護サービス費の状況により保険料額も変わってきます。

歯科口腔健診はお済みですか？ ～後期高齢者歯科口腔健診～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を実施しています。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で誤嚥性肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。

お口の健康は、身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

・対象者

- (1) 昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの被保険者(令和元年度に75歳の誕生日を迎えた方)
- (2) 昭和15年4月1日～昭和19年3月31日生まれの被保険者(令和元年度に76～79歳の誕生日を迎えた方)のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、令和元年度に歯科医療の受診がなかった方

・案内通知など 6月下旬に対象者に対し、案内通知と受診券を送付しています。

・健診期間 令和2年7月1日（水）から令和2年12月30日（水）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、期間を変更する場合があります。

・健診費用 無料 ※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

・対象医療機関 県歯科医師会所属の歯科医院（一部の病院を除く）

・予約方法 対象医療機関へ直接予約をお願いします。

・受診時に必要なもの 受診券、被保険者証、お薬手帳（無い場合は、不要です）

・お問い合わせ先 長野県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 電話026-229-5320



南部公共バス 運転免許自主返納者支援制度

運転免許証を自主返納された方に対し、南部公共バスの乗車料金が無料となります。

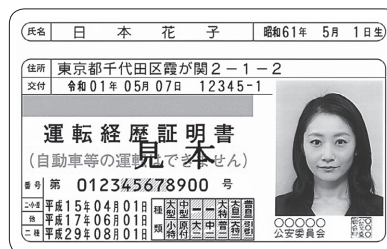
対象者 阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村に住所を有する方で、運転免許を自主返納された方

開始日 令和2年 **10月1日** 以降

利用方法 南部公共バスを利用する場合、乗車時に運転手に、運転経歴証明書を呈示し乗車した場合、乗車料金が無料となります。



※運転経歴証明書は、警察署交通課で申請し交付してもらいます。申請時には、申請用写真、交付手数料などが必要となりますので、詳しくは警察署にお問い合わせください。



問い合わせ 売木村 総務課 0260-28-2311

うるぎダイアリー



9月12日 売木小中学校運動会

新型コロナウイルス感染症対策のため、小中学校のみの開催となりました。天候にも恵まれ、運動会日和となりました。



9月14日 反核平和の火リレー

核兵器廃絶を願い、県内の自治体職員らが「平和の火」をともしたトーチで県内の市町村をつなぐリレーが9月14日売木村に到着をしました。



10月10日 白樺祭・音楽会

今年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、入場制限をかけての開催となりました。白樺祭・音楽会の様子もCATVで放送します。ぜひご覧ください。



停電情報
お知らせサービス

チャット マップ

プッシュ通知 避難所

停電情報や電気に関するお問い合わせ、これからは「スマホ」で、「アプリ」ダウンロード無料！

ios



※ご利用可能なバージョンは ios10 以上となります。

Android



※ご利用可能なバージョンは Android™6.0 以上となります。



中部電力パワーグリッド

お問い合わせ先：0120-985-232
受付時間：月～金曜 / 9:00～17:00
(土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みさせていただきます。)

司法書士による無料電話相談

「年末困りごと電話相談会」

■日 時 令和2年 12月26日 (土) 10:00～16:00

■電話番号 **0120-448-788** (当日のみの専用番号です)

※相談は無料、秘密は厳守します。

■相談例

- ・借金で苦しんでいる
- ・生活に困っていて年が越せない
- ・労働問題で悩んでいる
- ・養育費をもらっていない
- ・離婚で悩んでいる
- ・生活保護を受けたい
- ・車上生活から脱したい
- ・相続について
- ・消費者トラブルで悩んでいる
- ・新型コロナの影響で生活が苦しい etc.

■問い合わせ先 長野県司法書士会 TEL: 026-232-7492

